

## はままつ起業家カフェ運営協議会 ものづくり創業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 はままつ起業家カフェ運営協議会（以下「起業家カフェ」という。）は、事業者数が減少傾向にあるものづくりに関係する事業者の増加を促進し、浜松市の基幹産業であるものづくり産業の復活に寄与することで、産業競争力の強化を図ることを目的に、ものづくり創業支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この交付要綱の定めるところによるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始すること、または、会社法（平成17年法律第86号）第911条及び第914条に規定される株式会社、合同会社を登記することをいう。
- (2) 開業日 法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業の日をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。なお、発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している場合もしくは発行株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合は中小企業者に該当しない。
- (4) 本社 法人においては本店又は本社として登記されている所在地、個人事業者においては主たる事業所（事業活動の用に供する施設（事務所、工場、研究所、店舗等））の所在地をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

#### 2 次のいずれかの要件を満たす者

- (1) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に、市内で中小企業者として初めて創業した者
- (2) 市内で中小企業者として初めて創業し、創業後5年を経過していない個人又は法人の代表者

#### 3 別に掲げる補助対象業種を営んでいる者

4 開業前に経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業により支援を受けた者

5 個人にあっては住民登録が、また法人にあっては法人の本店登記が市内であること

6 市税を滞納していない者

7 その他補助金を交付することについて、起業家カフェが不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、補助事業者が実施する別表に掲げる業種の開業に係る事業とする。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の期間（以下「対象期間」という。）は、補助対象者の開業日の1年前から令和8年2月28日までの間までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に係る経費のうち、対象期間内に発生する、1件300千円以上の設備、機械装置、工具器具、分析装置の購入・設置等に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、事業1件あたり500千円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ものづくり創業支援補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、起業家カフェが定める日までに提出しなければならない。

(1) 対象経費の支払いを証明する書類のコピー

(2) 市納の納税証明書

ア 申請者が個人の場合

・事業主個人の市税の納税証明書

イ 申請者が法人の場合

・すべての市税の納付期限が未到来の法人の場合、代表者個人の市税の納税証明書

・すでに市税の納付がある法人の場合、法人市税の納税証明書

(3) 特定創業支援により支援を受けたことの証明書

(4) 申請時点で発行後3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（法人で開業している場合に限る。）

- (5) 法人設立（変更）等届出書（控え）のコピー（法人で開業している場合に限る。）
- (6) 個人事業の開業・廃業等届出書の控えのコピー（個人で開業している場合に限る。）
- (7) 申請時点で発行後3か月以内の住民票の写し（個人で開業している場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、起業家カフェが必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 起業家カフェは、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、提出の順に補助金の交付を決定するものとする。

- 2 起業家カフェは前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。
- 3 起業家カフェは、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 起業家カフェは、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に基づき設立した会社の状況、雇用者数等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり、毎年1回、起業家カフェに報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を起業家カフェに納付すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、起業家カフェが必要と認める事項

（請求の手続き）

第11条 補助金の交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（第3号様式）を起業家カフェに提出し、補助金を請求しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 起業家カフェは、ものづくり創業支援補助金の交付を受けた者が虚偽の申請等を行った事実が判明した場合、ものづくり創業支援補助金の全額又は一部の返還を請求することとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、起業家カフェが別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表】

区分	対象業種
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く。）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く。）、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業、

備考

1 区分及び対象業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類によるものとする。

2 ものを製造して販売する場合、「製造して事業者が卸している場合」と、「製造して店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合」は製造業とします。「製造して製造と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合」は小売業や飲食サービス業としますので製造業には当たりません。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する

事業を除く。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が営む事業を除く。